

事 務 事 業 一 元 化 調 査

関市・武儀郡町村合併協議会

協議項目	11. 一部事務組合等の取扱い	協議細目	
調整方針	<p>(案)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 洞戸村、板取村、武儀町、上之保村及び武芸川町がそれぞれ加入している一部事務組合から、合併の日の前日をもって脱退する。 2 洞戸村、板取村及び武芸川町が加入する岐北衛生施設利用組合は、合併の日の前日をもって脱退し、新市が合併の日をもって当該組合に加入する。 		
項目	参 考 資 料		
	<p>資料は、第10回合併協議会(16年4月27日)に提出済み。(P27~P28)</p>		